

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

| | |
|-----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 生涯学習課 |
| 適用日 (掲載日) | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|----------|-----------------|
| 不利益処分の名称 | 使用許可の取消し |
| 処 分 権 者 | 館長 |
| 根 拠 規 定 | 美郷町武道館管理規則第 6 条 |

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

| | |
|---------|--|
| 基 準 規 定 | 美郷町武道館管理規則第 6 条 |
| 処 分 基 準 | <p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町武道館管理規則 (使用許可の取消し)</p> <p>第 6 条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、武道館の使用を許可してはならない。また、既に許可した場合は、取り消すことができる。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風紀を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 使用の目的又は使用条件に違反したとき。</p> <p>(3) 館長が特に必要があると認めたとき。</p> |
| 参 考 資 料 | |
| 聴聞・弁明手続 | 聴聞 |
| 備 考 | |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |